

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成29年12月1日認可した。

平成29年12月8日

香川県知事 浜田恵造

土地改良区分名	土地改良事業名
仲南町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）後山地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）帆山地区
丸亀市土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）雁又池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）上村地区